

## 令和 8 年度 磐田市上水道水質検査業務委託仕様書

本仕様書は、水道事業者である磐田市（以下「甲」という。）が委託する浄水及び原水等に関する水質検査の業務（以下「本業務」という。）において受託者（以下「乙」という。）が、その実施に必要な事項及び遵守すべき事項を示すものとする。

### 1 業務の目的

本業務は、甲の管理する水道原水及び浄水について水道法（昭和 32 年法律第 177 号）及び関係する法令等に則った水質検査を実施し、供給する水が水質基準等に適合することを確認するとともに、併せて必要な水質検査を行うことで、甲の行う水道事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

### 2 業務の期間

本業務の契約期間は、契約日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日とする。

### 3 適用

本業務は、本仕様書及び契約書に従い履行しなければならない。なお当該規定によらない不測の事態や疑義が生じた場合は、速やかに甲乙の協議により対応を定める。

### 4 法令の遵守と個人情報及び守秘義務

乙は、本業務の履行に当たり関連する諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

#### (1) 個人情報の保護

乙は、本業務で知り得た市民・市職員等に関する個人情報の取り扱いについて、漏えい・紛失・毀損の防止等の適切な管理に必要な措置を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び「磐田市個人情報の保護に関する法律施行条例」の他関連法令に準拠して講じるものとする。併せて本業務に係る情報資産の安全性を確保しなければならない。

#### (2) 秘密の保持

本業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、業務上知り得た一切のことについて第三者に漏らしてはならない。

#### (3) 遵守若しくは参酌すべき主な法令や資料等

- ① 水道法（昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号）
- ② 水道法施行令（昭和 32 年 12 月 12 日政令第 336 号）
- ③ 水道法施行規則（昭和 32 年 12 月 14 日厚生省令第 45 号）
- ④ 水質基準に関する省令（厚生労働省令第 101 号平成 15 年 5 月 30 日）
- ⑤ 水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について（平成 15 年 10 月 10 日健発第 1010004 号）

- ⑥ 水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について(平成15年10月10日健水発第1010001号)
- ⑦ 登録検査機関における水質検査の業務管理要領の策定について(平成24年9月21日健水発0921第2号)
- ⑧ 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)
- ⑨ 水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成15年9月29日厚労省告示第318号)
- ⑩ 水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインについて平成24年9月6日健水発0906第1号)
- ⑪ 公的に認められた標準的な検査方法に関する書籍等
- ⑫ その他関係する法令等

## 5 公益確保の義務

乙は、業務の履行に当たり公共の安全、環境その他の公益を害することの無いよう努めなければならない。

## 6 事故や緊急事態等の対応

乙は、本委託業務に関する事故等が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる情報を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

また、本業務の実施中に通常想定されない自然災害や大規模事故等の発生により業務及び業務の対象施設に大きな影響を被った場合は、直ちに監督員へ通報するとともに、可能な現場対応に務めるものとする。

## 7 打合せ

業務に関する打合せを次のとおり行う。このとき中間の打合せは、甲乙いずれかの要請があった場合に限り行う。なお打合せ後は、速やかに乙が作成した議事録を提出し、甲の確認を求める。

### (1) 初回

業務目的・作業内容・工程・提供情報等の確認

### (2) 中間

甲乙いずれかの求める内容(課題の報告等)

### (3) 最終

業務の完了に関すること等

## 8 提出書類

乙は、業務の履行にあたり甲の指定する期日までに次の書類を提出し承認を得なければならない。このとき提出数量及び形態等は、甲が指定するものとし、必

要に応じて電子データで納品しなければならない。

なお、これにより承諾された事項を乙が変更しようとする場合は、その理由を明確にして、甲の承諾を受けたうえで再提出しなければならない。

- ① 業務着手届
- ② 業務従事書名簿（職務分担表を含む）
- ③ 業務体制表（臨時の検査体制を含む）
- ④ 業務計画書
  - ・水質検査項目の検査方法及び定量下限値の一覧表
  - ・検査項目、採取（日程・地点・方法）、容器の種類及び本数、運搬方法等
- ⑤ 水質検査結果書
- ⑥ 業務完了届
- ⑦ 業務報告書
- ⑧ その他甲が必要と認めるもの

## 9 受託の体制

### (1) 人員の配置

乙は、本業務の円滑な執行を可能とする人員（以下「従事者」という）と体制を確保し、甲の指定する日を期限に業務従事書名簿等により報告し、その承認を得るものとする。なお、いずれの人員も乙と雇用関係にある者で水道法その他関係法令の遵守、個人情報保護、守秘義務の徹底することに加え、本業務に必要な知識や経験及び市民に対するマナー等の接遇に関する能力を有すること。

### (2) 身分の証明

従事者は、乙甲が発行する身分証明書を業務の履行中に常時携帯しなければならない。

### (3) 安全衛生管理

- ① 乙は、労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。
- ② 乙は、水道施設に立ち入る従事者に対して水道法第 21 条第 1 項に規定する健康診断を行い、その結果を甲へ報告するものとする。

## 10 業務の内容

水道法第 20 条に基づく定期の水質検査及び甲が必要と認める任意の水質検査について次のように検査を行う。

### (1) 検査項目及び検査頻度

#### ① 定期の水質検査

- |                     |                         |
|---------------------|-------------------------|
| ○浄水基準項目             | (17 箇所×年 12 回) = 204 検体 |
| ○浄水原水管理目標設定項目（農薬除く） | (17 箇所×年 1 回) = 17 検体   |
| ○原水管理目標設定項目（農薬類）    | ( 6 箇所×年 1 回) = 6 検体    |
| ○原水基準項目             | (14 箇所×年 1 回) = 14 検体   |

○原水クリプトスポリジウム類 (14箇所×年 1回) = 14検体

○原水クリプトスポリジウム等指標菌 (14箇所×年 4回) = 56検体

② 任意の水質検査

○浄水基準項目 (8箇所×年 1回) = 8検体

\*詳細は、別表1「基準項目検査項目一覧」、別表2「管理目標設定項目一覧(農薬を除く)」、別表3「農薬類検査項目一覧」のとおり

(2) 採水計画

甲乙は、協議により採水日程、採水地点、試料容器の種類及び本数、採取方法等を定める。

(3) 採水場所

乙は、次の施設における甲が指定した給水栓等から採水する。

① 定期の水質検査

○ 原水(自己水源)

- 1 岩田第1水源 匂坂中 1498-1
- 2 岩田第3水源 匂坂上 608
- 3 岩田第4水源 寺谷 678-2
- 4 岩田第5水源 寺谷 858-2
- 5 江口水源 豊岡 6567-2
- 6 堀之内水源 豊岡 250
- 7 森下水源 森下 300-2
- 8 池田水源 池田 139
- 9 東名水源 東名 148-4
- 10 小立野水源 小立野 458-1
- 11 上本郷水源 上本郷 1009-4
- 12 気子島水源 気子島 955
- 13 上神増1号水源 上神増 2568
- 14 上神増2号水源 上神増 2568

○ 浄水(末端給水栓)

- 1 上野部運動公園 上野部 2723-1
- 2 万瀬配水末端蛇口 大平 691-3
- 3 長森団地 長森 353
- 4 豊田池田上新田公園 池田 44-2
- 5 豊田方面隊第4分団コミュニティ消防センター 一言 1496-1
- 6 豊田赤池高見公園 赤池 462
- 7 豊田海老塚農村公園 海老塚 597
- 8 田原体育館 彦島 396
- 9 岩田寺谷新田 寺谷新田 121
- 10 向笠竹之内原公会堂 向笠竹之内 544
- 11 国府台西公園 国府台 114

- 12 西山第1公園 安久路1丁目4-2
- 13 福田方面隊第4分団コミュニティ消防センター 豊浜中野948-1
- 14 はまぼう公園 福田3000
- 15 西堀公民館 岡1055-1
- 16 竜洋交流センター 岡783-1
- 17 白羽神社 白羽438

\*別紙「磐田市上水道水質検査業務委託採水地点位置図」参照

## ② 任意の水質検査

甲の指定する一般住宅 岩田地区に存する8箇所

## 11 検査の方法

### (1) 試料の採水

採水は、関係する法令や通達等に則り適切な手順で乙が行う。このとき採水容器は、測定対象や分析方法に応じて適切な材質を選び、十分に洗浄されたものを使用する。また、甲は、必要に応じて乙の採水に立会うこととする。

なお、乙が採水時に異常を認めた場合は、直ちにその内容を甲へ報告することとする。

### (2) 資料の運搬

試料は、保冷箱等に氷若しくは保冷材等の冷却材を使用し、破損防止の措置を施した上で速やかに運搬する。ただし検査機関までの搬入は、最初の試料採水から告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内に行うこととする。

### (3) 検査の方法

検査は、水質基準項目、残留塩素、水質管理目標設定項目、水温等その他項目について関係する法令や通知に則り、或いは準じた方法により行う。

### (4) 現場の測定

水温及び残留塩素は、現場で50/分×5分程度の流水直後に測定する。なお、残留塩素が検出されない場合は、引き続き5分間程度の流出をさせた後に行うこととする。このとき必要な計器等は、乙が準備する。

また、実施については、採水時刻、採水場所及び採水者を記録するとともに作業状況や試料採水後の採水瓶等に関する写真を撮影する。

## 12 水質異常及び水質検査請求による臨時の水質検査

### (1) 臨時の水質検査

甲は、水質異常等が確認された場合及び水道法第18条に基づく水質検査請求を受けた場合等に乙へ臨時の水質検査（以下「臨時検査」という。）を要請することができる。このとき臨時検査の実施は、通常検査に優先する。

### (2) 臨時検査の内容

当該検査の検査項目及び検査頻度等の詳細は、甲乙協議の上で決定する。

### (3) 臨時検査の試料

試料等の採水及びその運搬は、乙が行うことを原則とする。なお、採水及び運搬等の方法は、定期の水質検査に準ずる。

### (4) 臨時検査の報告

乙は、試料の受領後速やかに検査を行い、検査結果を 24 時間以内に電話、メール、若しくはファクシミリ等により報告するものとする。その後に乙は、水質検査結果書等を作成し、速やかに甲へ提出する。

### (5) 臨時検査の費用

臨時検査の費用は、甲乙協議により決定する。

## 13 検査の結果

### (1) 結果の報告

乙は、水質検査完了後、水質検査結果書等を作成し、遅滞なく甲に提出する。ただし水道法第 18 条に基づく検査結果については、甲が別に指示する。

報告書は、検査結果、水質基準値、定量下限値及び検査方法を記載する。また、甲から要請があった場合は、検査結果以外も分析日時及び分析を実施した検査員を示した試料、分析条件、検量線(相関係数も含む)、クロマトグラム並びに濃度計算書等を添付する。

### (2) 不適合の発生

乙は、実施した水質検査において水質基準値を超えた結果が確認された場合、又は前回調査時より著しく変化した場合は、直ちに甲へ報告することとする。

### (3) 再検査

甲は、受理した水質検査の結果等に疑義が生じた場合に乙へ再検査を指示することができる。なお、この場合の費用は、乙の責に帰すべき事由を除き甲乙の協議により決定する。

## 14 報告書の作成

乙は、甲に提出する報告書へ検査結果、水質基準値、定量下限値及び検査方法を記載する。また、併せて分析日時及び分析を実施した検査員を示した試料、分析条件、検量線(相関係数も含む)、クロマトグラム並びに濃度計算書等を添付する。

## 15 再委託の禁止

原則として甲は、自ら水質検査を実施する。

## 16 信頼性の確保

甲は、乙に水道法第 20 条第 3 項による環境大臣の登録を受けた水質検査機関であることを求める。また、乙は、次の項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、甲の要請に応じてその記録を速やかに提出する。

### (1) 検査体制の整備

水質検査の結果は、検査責任者等によるチェックを行い、その内容を記録する。

(2) 機器の整備

乙は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障なきように整備する。また、常に適正な分析値が得られるように機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を受ける。

(3) 検査試料の保存及び廃棄

検査試料の保存期間は、その期間の短縮について甲の指示又は了解があった場合を除き採水日から1ヶ月とする。乙は、保存期間終了後の検査試料について廃棄日を記録した上で関係する法令等を遵守して廃棄する。

(4) 内部精度管理の実施

内部精度管理項目に相応しい水質検査項目について、年に一回以上実施し、これを記録する。

(5) 資料等の保存

検査に関する記録等の保存期間は、その短縮について甲の指示若しくは了解があった場合を除き5年間とする。

(6) 検査結果の算出過程において作成した資料の保存等

検査結果を得るための記録類は、その保存期間の短縮について甲の指示及び了解があった場合を除き、5年間保存とする。

(7) クロスチェック

甲は、指定した給水栓水についてクロスチェックを行うことができる。  
この場合、乙は、甲が準備した採水容器にクロスチェック用の試料を通常の検査試料と同時に採水を行い、甲に提出する。

## 17 検査施設の立入調査

甲は、乙に対し次の事項について確認するため、乙の検査施設等に関する立入調査を随時に実施できるものとする。

(1) 水質検査の結果の根拠となる資料

- ① 試料採取（受領）日時
- ② 試料採取（受領）場所出発日時
- ③ 試料の検査所到着日時
- ④ 検査開始及び終了日時
- ⑤ 検査実施者（登録検査員）氏名
- ⑥ 委託検査項目毎のバックデータ、検量線のクロマトグラム及び濃度計算書
- ⑦ その他水質検査の結果の根拠に必要な資料

(2) 内部精度管理の実施状況

(3) 外部精度管理の実施状況

(4) 水質基準項目に関する品質管理の認証取得及び取り組み状況

(5) 検査機器の整備状況

(6) その他水質検査の実施状況を確認するために甲が必要と認識する事項

## 18 経費の負担

乙は、本業務の履行に必要とする次の経費を負担する。

- ① 移動に関する経費（車両費・燃料費等を含む）
- ② 測定機器、備品、試薬及び事務用品に関する費用
- ③ 印刷・製本に関する費用
- ④ 通信・運搬に関する費用
- ⑤ 仕様書や契約書に特段の明記のないものであっても、乙が業務の範囲と認めるものについては、乙の負担とする。
- ⑥ 上記①から⑤に該当しない費用は、甲乙の協議により負担を決定する。

## 19 その他

- (1) 本仕様書は、本業務の履行に際し最低限の必要事項を掲載したものであり、本仕様書に掲載のない事項について乙の新たな提案を否定するものではない。
- (2) 乙は、業務の履行に必要な資料の貸与を書面により甲へ求めることができる。このとき甲は、可能な限り乙の求めに応じることとする。
- (3) 甲は、必要に応じて業務の進捗・疑義の確認等について乙に随時報告を求めることができる。
- (4) 乙が業務の円滑な履行に対し疑義等が生じた場合は、都度甲と協議するものとする。この協議に関する記録は、乙が速やかに書面で作成して甲に確認を求める。
- (5) 成果物の納品後であっても、乙の責めによる不備が発見された場合は、直ちに乙の責任において必要な措置を行う。なお、この経費は乙の負担とする。
- (6) 本業務で得られた成果物の所有権・著作権及び利用権は、甲に帰属する。このため乙は、著作権を行使できない。

## 20 本仕様書等に定めのない事項

本仕様書や契約書に定めのない事項は、甲乙が都度協議のうえ決定する。

# 別表1

令和8年度 磐田市上水道水質検査業務委託 基準項目検査項目一覧

番号	項目名	浄水							原水	その他
		毎年検査 (年1回)	3月毎検査(年3回)					毎月検査 (年8回)	毎年検査 (年1回)	毎年検査 (年1回)
		52項目 全17系統	22項目 9配水系統※1	23項目 藤上原配水場 見付配水場	23項目 江口水源	23項目 上本郷水源	24項目 3配水系統※2	25項目 気子島水源	9項目 全17系統	40項目 全14水源 (原水)
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物	○							○	
4	水銀及びその化合物	○							○	
5	セレン及びその化合物	○							○	
6	鉛及びその化合物	○							○	
7	ヒ素及びその化合物	○							○	
8	六価クロム化合物	○							○	
9	亜硝酸態窒素	○							○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	○	○	○	○	○	○	○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○					○	○	○	
12	フッ素及びその化合物	○							○	
13	ホウ素及びその化合物	○							○	
14	四塩化炭素	○							○	
15	1,4-ジオキサン	○							○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	○							○	
17	ジクロロメタン	○							○	
18	テトラクロロエチレン	○							○	
19	トリクロロエチレン	○							○	
20	ペルフルオロオクタンルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21	ベンゼン	○							○	
22	塩素酸	○	○	○	○	○	○	○		
23	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○		
24	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○		
25	ジクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○		
26	ジブromクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○		
27	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○		
28	総トリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○		
29	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○		
30	ブromジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○		
31	ブromホルム	○	○	○	○	○	○	○		
32	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	○	○		
33	亜鉛及びその化合物	○							○	
34	アルミニウム及びその化合物	○		○					○	
35	鉄及びその化合物	○							○	
36	銅及びその化合物	○							○	
37	ナトリウム及びその化合物	○							○	
38	マンガン及びその化合物	○							○	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○			○		○	○	○	
41	蒸発残留物	○				○	○	○	○	
42	陰イオン界面活性剤	○							○	
43	ジェオスミン	○							○	
44	2-メチルイソボルネオール	○							○	
45	非イオン界面活性剤	○							○	
46	フェノール類	○							○	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 9配水系統… 向笠西配水場、匂坂配水場、豊浜配水場、福田受水、川袋受水、池田水源、社山上野部、敷地受水、森下水源

※2 3配水系統… 豊岡配水場、高見丘配水場、小立野水源

## 別表2

令和8年度 磐田市上水道水質検査業務委託管理目標設定項目検査項目一覧(農薬除く)

番号	項目名	①16項目	②16項目	③14項目	採水地点、配水系統	項目数	
		原水9地点	浄水6地点	原水2地点			
1	アンチモン及びその化合物	○	○	○	原水 (自己水源)	③	14
2	ウラン及びその化合物	○	○	○			14
3	ニッケル及びその化合物	○	○	○		①	16
4	削除	—	—	—			16
5	1,2-ジクロロエタン	○	○	○			16
6	削除	—	—	—			16
7	削除	—	—	—			16
8	トルエン	○	○	○			16
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	○	○	○			16
10	亜塩素酸						16
11	削除	—	—	—			16
12	二酸化塩素				浄水 (配水系統)	②	16
13	ジクロロアセトニトリル	○(※)	○				16
14	抱水クロラール	○(※)	○				16
15	農薬類	別表3 に記載	別表3 に記載	別表3 に記載			16
16	残留塩素						16
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)						16
18	マンガン及びその化合物						
19	遊離炭酸	○	○	○			
20	1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○			
21	メチル-tert-ブチルエーテル	○	○	○			
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	○	○	○			
23	臭気強度(TON)	○	○	○			
24	蒸発残留物						
25	濁度						
26	pH値						
27	腐食性(ランゲリア指数)	○	○	○			
28	従属栄養細菌	○	○	○			
29	1,1-ジクロロエチレン	○	○	○			
30	アルミニウム及びその化合物						

管理目標設定項目における採水地点は、原水11地点、浄水6地点とする

(※)13.ジクロロアセトニトリル、14.抱水クロラールは消毒副生成物のため、原水9地点における採水場所は配水系統内の末端給水栓とし、No.13、14の採水地点は岩田第1水源と岩田第3水源を除いた15地点とする。

# 別表3

令和8年度 磐田市上水道水質検査業務委託 農薬類検査項目一覧

番号	農薬名	6水源 48項目	番号	農薬名	6水源 48項目
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	○	58	チオジカルブ	
2	2,2-DPA(ダラボン)		59	チオファネートメチル	○
3	2,4-D(2,4-PA)		60	チオベンカルブ	
4	EPN		61	テフリルトリオン	○
5	MCPA		62	テルブカルブ(MBPMC)	
6	アシュラム		63	トリクロピル	
7	アセフェート	○	64	トリクロルホン(DEP)	
8	アトラジン		65	トリシクラゾール	○
9	アニロホス		66	トリフルラリン	○
10	アミトラズ		67	ナプロバミド	
11	アラクロール		68	パラコート	○
12	イソキサチオン	○	69	ピペロホス	
13	イソフェンホス		70	ピラクロニル	○
14	イソプロカルブ(MIPC)		71	ピラゾキシフェン	
15	イソプロチオラン(IPT)	○	72	ピラゾリネート(ピラゾレート)	○
16	イプロベンホス(IBP)		73	ピリダフェンチオン	
17	イミノクタジン	○	74	ピリブチカルブ	
18	インダノファン		75	ピロキロン	○
19	エスプロカルブ		76	フィブロニル	
20	エトフェンブロックス	○	77	フェニトロチオン(MEP)	○
21	エンドスルファン(ベンゾエピン)		78	フェノブカルブ(BPMC)	○
22	オキサジクロメホン	○	79	フェリムゾン	○
23	オキシシン銅		80	フェンチオン(MPP)	
24	オリサストロビン		81	フェントエート(PAP)	○
25	カズサホス		82	フェントラザミド	
26	カフェンストロール		83	フサライド	○
27	カルタップ	○	84	ブタクロール	
28	カルバリル(NAC)		85	ブタミホス	
29	カルボフラン		86	ブプロフェジン	○
30	キノクラミン(ACN)		87	フルアジナム	○
31	キャプタン		88	プレチラクロール	
32	クミルロン		89	プロシミドン	○
33	グリホサート	○	90	プロチオホス	
34	グルホシネート	○	91	プロピコナゾール	
35	クロメプロップ		92	プロピザミド	
36	クロルニトロフェン(CNP)		93	プロベナゾール	○
37	クロルピリホス	○	94	プロモブチド	○
38	クロロタロニル(TPN)	○	95	ペノミル	○
39	シアナジン		96	ペンシクロン	
40	シアノホス(CYAP)		97	ベンゾビシクロン	○
41	ジウロン(DCMU)		98	ベンゾフェナップ	
42	ジクロベニル(DBN)	○	99	ペンタゾン	○
43	ジクロルボス(DDVP)		100	ペンディメタリン	○
44	ジクワット	○	101	ベンフラカルブ	○
45	ジスルホトン(エチルチオメトン)		102	ベンフルラリン(ベスロジン)	
46	ジチオカルバメート系農薬		103	ベンフレセート	
47	ジチオピル		104	ホスチアゼート	○
48	シハロホップブチル	○	105	マラチオン(マラソン)	
49	シマジン(GAT)		106	メコプロップ(MCPP)	
50	ジメタメトリン	○	107	メソミル	
51	ジメトエート		108	メタラキシル	○
52	シメトリン		109	メチダチオン(DMTP)	○
53	ダイアジノン	○	110	メミノストロビン	○
54	ダイムロン	○	111	メトリブジン	
55	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	○	112	メフェナセート	
56	チアジニル	○	113	メプロニル	
57	チウラム	○	114	モリネート	
			115	イブフェンカルバゾン	

※ 農薬類については、汚染のおそれのある6水源を採水場所とし、年1回検査を実施します。

6水源・・・岩田第1水源、岩田第3水源、堀之内水源、東名水源、気子島水源、上神増水源

令和8年度 磐田市上水道水質検査業務委託 計画書

検査内容	項目数	検査項目	配水系統または採水地点	検体数	回数	単価	税抜	消費税	合計	
基準項目	毎月検査	9	別表1に示すとおり	浄水採水地点17箇所	17	8		0	0	0
	(浄水) 3月毎検査	22	9項目+12項目+PFOS/PFOA	向笠西配水場、匂坂配水場、豊浜配水場 福田受水、川袋受水、池田水源、社山上野部、敷地受水、森下水源	9	3		0	0	0
		23	9項目+12項目+AL+PFOS/PFOA	藤上原配水場、見付配水場	2	3		0	0	0
		23	9項目+12項目+硬+PFOS/PFOA	江口水源	1	3		0	0	0
		23	9項目+12項目+蒸+PFOS/PFOA	上本郷水源	1	3		0	0	0
		24	9項目+12項目+硬+蒸+PFOS/PFOA	豊岡配水場、高見丘配水場、小立野水源	3	3		0	0	0
		25	9項目+12項目+N+硬+蒸+PFOS/PFOA	気子島水源	1	3		0	0	0
	毎年検査(浄水)	52	別表1に示すとおり	浄水採水地点17箇所	17	1		0	0	0
	毎年検査(原水)	40	52項目のうち番号22~32及び味を除く40項目	自己水源14箇所	14	1		0	0	0
	毎年検査(岩田地区)	10	別表1に示すとおり	岩田地区8箇所	8	1		0	0	0
管理目標設定項目	/	16	(原水) 江口水源、堀之内水源、森下水源、池田水源 東名水源、小立野水源、上本郷水源、気子島水源、上神増1号水源	9	1		0	0	0	
		16	別表2に示すとおり (浄水) 敷地受水、向笠西配水場、藤上原配水場、見付配水場、豊浜配水場、川袋受水	6						
		14	(原水) 岩田第1水源、岩田第3水源	2						
		48	別表3に示す農薬類	岩田第1水源、岩田第3水源、堀之内水源、東名水源、気子島水源、上神増水源	6	1		0	0	0
その他	毎年検査(原水)	2項目	クリプトスポリジウム及びジアルジア	自己水源14箇所	14	1		0	0	0
	3ヶ月毎(原水)	2項目	クリプトスポリジウム等指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)	自己水源14箇所	14	4		0	0	0

【略号表記】

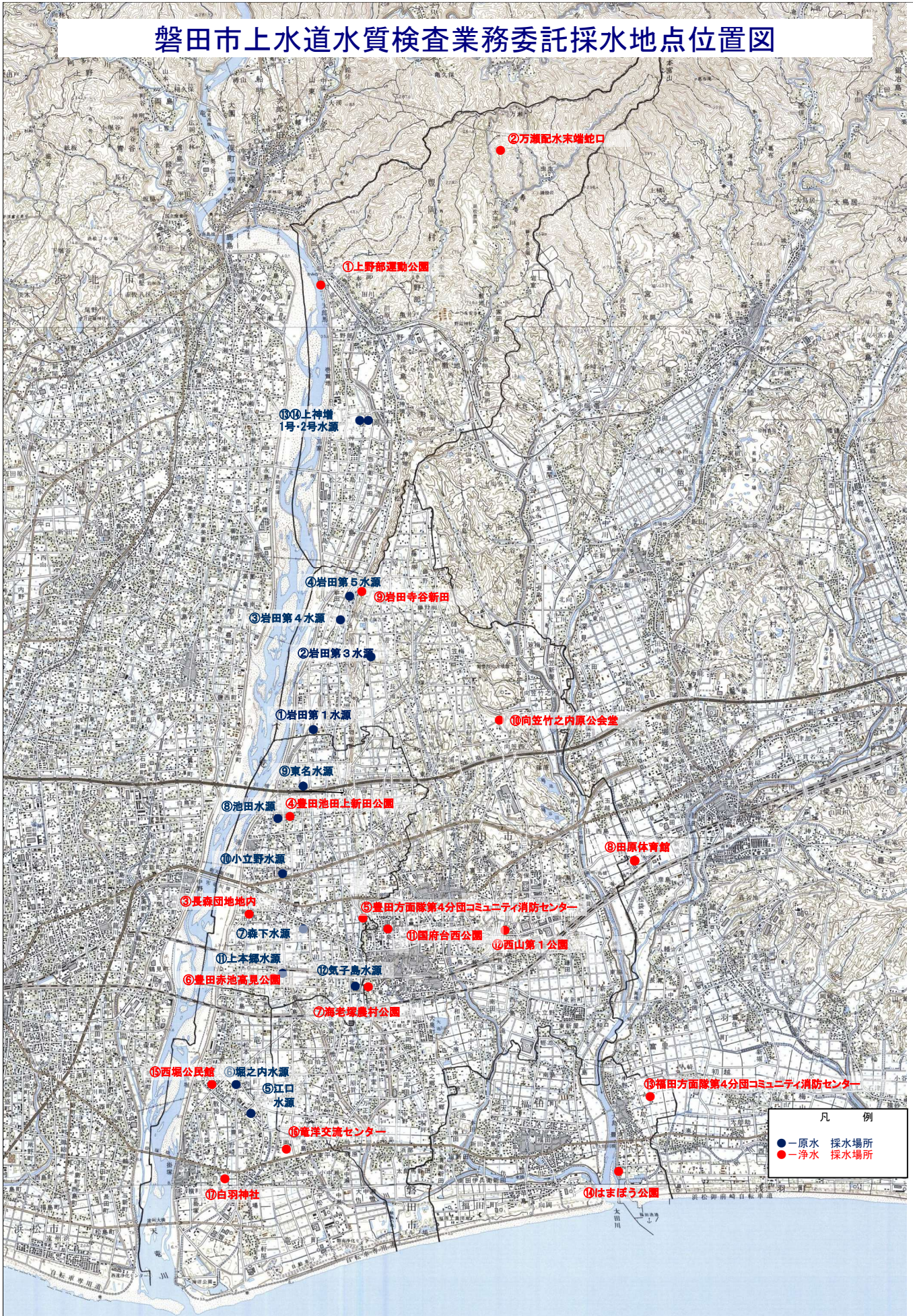
N=硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、硬=硬度、蒸=蒸発残留物

AL=アルミニウム及びその化合物

単位:円

計(税抜)
消費税額
予定価格

# 磐田市上水道水質検査業務委託採水地点位置図



凡 例

- 原水 採水場所
- 浄水 採水場所